

事由	退職
記入例番号	10
ケース	6月から12月末の間に退職。本人から翌年5月までの未徴収税額一括徴収希望なし
異動後の未徴収税額	普通徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
**特別徴収**

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

<p>給与支払報告書に記載した事業          所内で従業員のかたを管理・特定          するための番号を記入。          特にない場合は空欄。</p>	所在地	〒 ×××-×××× ○○県○○市○○町○○番地		特別徴収義務者 指定番号	6012345
	フリガナ			宛番号	1234
	氏名又は名称	○○商事株式会社		担連 所属 氏名	総務課 給与係 田中 花子
	個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰め記載		電話
給 与 所 得 者	生 日	中村 太郎 S 33 年 6 月 9 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
個人番号	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4		140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで
受給者番号	12345			×× 年 3 月	×× 年 8 月
1月1日 現在の住所	吉野ヶ里町○○△△△番地			31 日	
異動後の 住所	□□市□□町□□番地			異動の事由 1. 退職・長 2. 転居・職 3. 死亡 4. 支少額・不 5. 合併・解 6. 合少額 7. その他 (事由・理由)	
					異動後の未徴 収 税額の徴収方 法 3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収	課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。	新しい勤務先 氏名又は名称	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を1. 必要 2. 不
2. 理由	退職後に出国(帰国)される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくことになります。	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。	(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)	
3. 理由	出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要になります。		(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)	
			(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)	
			↑ 普通徴収税額	

**【理由の記入が必要なとき】**

①異動の事由が「7.その他」の場合は、理由を記入してください。

②1月1日から4月30日までの退職の場合  
 →未徴収税額があれば、本人の希望に関わらず一括徴収することが義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。  
 例) 給与が少ない